

調査の概要

- 1 調査の目的 人口動態調査は、我が国の人団動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。
※人口動態調査は、統計法に基づく基幹統計「人口動態統計」を作成するための統計調査である。
- 2 調査の対象及び客体 「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本概況は、令和5年1年間に日本において発生した日本人の事象を客体としている。
- 3 調査の期間 令和5年1月1日～令和5年12月31日
- 4 調査の方法 市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。
- 5 報告の系統 市区町村——保健所——都道府県——厚生労働省
　　└ 保健所を、特別区
　　設置する市 ┐
- 6 結果の集計 厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）において行った。

<利用上の注意>

- 1 公表している人口動態統計の資料は次のとおりである。

人口動態統計速報	人口動態統計月報（概数）	人口動態統計年報（確定数）
数値：調査票を作成した数 集計客体：日本における日本人及び 外国人、並びに外国に における日本人 (いずれも前年以前発生の ものを含む) 公表：毎月 (調査月の約2か月後)	数値：概数 集計客体：日本における日本人 (前年以前発生のものを除く) 月報（概数） 公表：毎月 (調査月の約5か月後) 月報年計（概数） 公表：毎年（年間合計） (調査年の翌年6月上旬)	数値：確定数 (概数に修正を加えたもの) 集計客体：日本における日本人 (日本における外国人、 外国における日本人及び 前年以前発生のものは 別掲) 公表：毎年 (調査年の翌年9月) 刊行物：報告書 (刊行は調査年の翌々年3月)

※本概況は太枠内に示す人口動態統計年報に関するものである。

- 2 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
比率が微小（0.05未満、0.00005未満）の場合	0.0、0.0000
減少数（率）の場合	△

なお、掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

- 3 用語の解説

自然増減：出生数から死亡数を減じたもの
乳児死亡：生後1年未満の死亡
新生児死亡：生後4週（28日）未満の死亡
早期新生児死亡：生後1週（7日）未満の死亡
死産：妊娠満12週以後の死児の出産
周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

- 4 昭和22～47年は沖縄県を含まない数値である。

- 5 都道府県別の表章は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。

6 比率の解説（諸率の算出に用いた人口は 20、21 頁を参照）

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{10月1日現在日本人人口} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{10月1日現在日本人人口} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数 (生後1年未満の死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数 (生後4週(28日)未満の死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{自然増減率} = \frac{\text{年間自然増減数 (年間出生数-年間死亡数)}}{10月1日現在日本人人口} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数 (妊娠満12週以後の死児の出産数)}}{\text{年間出産数 (年間出生数+年間死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数 (妊娠満22週以後の死産数+早期新生児死亡数(生後1週(7日)未満の死亡数))}}{\text{年間出生数+年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{妊娠満22週以後の死産率} = \frac{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数}}{\text{年間出生数+年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間早期新生児死亡数 (生後1週(7日)未満の死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻件数}}{10月1日現在日本人人口} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚件数}}{10月1日現在日本人人口} \times 1,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{年間の母の年齢別出生数}}{10月1日現在年齢別女性人口} \right\} \text{の} 15\text{歳から} 49\text{歳までの合計}$$

- ・全国値は、各歳別の出生数及び女性の日本人人口で算出したものを合計している。
- ・都道府県は、5歳階級別の出生数及び女性の人口で算出し、5倍したものを合計している年次と、各歳別の出生数及び女性の人口で算出したものを合計している年次がある。なお、特別区—指定都市は国勢調査年次のみ算出している。
都道府県及び特別区—指定都市の算出に用いた出生数と女性の人口は以下のとおりである。
国勢調査年次：平成22年(2010年)までの国勢調査年次…5歳階級別の出生数及び5歳階級別日本人人口
平成27年(2015年)・令和2年(2020年)の国勢調査年次…各歳別の出生数及び各歳別日本人人口
国勢調査年次以外：平成26年(2014年)まで…5歳階級別の出生数及び5歳階級別総人口
平成28年(2016年)以降…5歳階級別の出生数及び5歳階級別日本人人口

合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

算出に用いた15歳及び49歳の出生数にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。なお、年齢不詳は含まない。

$$\text{年齢調整死亡率} = \frac{\left[\left[\begin{array}{l} \text{観察集団の各年齢} \\ (\text{年齢階級}) \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{基準人口集団のその年齢} \\ (\text{年齢階級}) \end{array} \right] \right] \text{の各年齢 (年齢階級) の総和}}{\text{基準人口集団の総数}}$$

年齢調整死亡率は、人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、年齢階級別死亡率を一定の基準人口（平成27年モデル人口）にあてはめて算出した指標である。

なお、計算式中の「観察集団の各年齢（年齢階級）の死亡率」は、1,000倍されたものである。

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{年間の死因別死亡数}}{10月1日現在日本人人口} \times 100,000$$